

寄付金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 JAPAN of ASIA（以下「本法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特別寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 本法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の受入制限)

第3条 寄付金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄付を受け入れることができないものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本法人の業務執行上支障があると認められるときおよび本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特別寄付金について、その用途が定款第2条に定める目的の達成に資するものでないとき

(寄付金の用途)

第4条 一般寄付金は、公益目的事業に50%以上使用し、残りを管理費に使用することとする。

- 2 特別寄付金は、寄付者の特定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 3 第2項については、寄付者に本規程を示し、了解を得るものとする。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付である旨、寄付金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第7条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の決議により決するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

付 則

本規定は、平成28年4月1日から施行する。